

学習院アーカイブズ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人学習院（以下「本院」という。）に置く学習院アーカイブズに関し、必要な事項を定める。

(設立)

第2条 学習院アーカイブズは、本院の経営、教育・研究活動及びこれらの活動に伴う事務処理において作成され、収受される史資料のうち、将来に残すべき価値のある史資料を評価選別し、保存・管理する組織として設立する。

(業務)

第3条 学習院アーカイブズは、前条の目的を達成するため学校法人学習院事務分掌規程第2条の2に定める業務を行う。

(構成)

第4条 学習院アーカイブズは、次の者から構成する。

一 室長

二 事務職員 3名（内 アーキビスト2名）

(室長)

第5条 室長は、総務担当常務理事とし、院長が委嘱する。

(運営委員会)

第6条 学習院アーカイブズに、学習院アーカイブズ運営委員会を置く。

(改正)

第7条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。